平成２３年（フ）第２５２６号
札幌市豊平区月寒東１条９丁目４番３―506号
債務者　安齊　和喜
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５４６号
札幌市白石区菊水３条１丁目４番19―402号
債務者　阿部　佑美
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５８５号
札幌市東区北48条東２丁目１番21号　レスト麻生202号
債務者　岩田　久夫
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５８７号
札幌市豊平区平岸８条12丁目３番53号　メゾンＮ３―311号
債務者　高橋　紘基
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６０２号
札幌市白石区本郷通10丁目北３番３―111号
債務者　小野　利子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６５８号
札幌市白石区菊水６条２丁目７番１―201号
債務者　佐々木亮介
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７１号
北海道砂川市吉野三条南８丁目３番６号
債務者　今井　正克
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
北海道滝川市扇町２丁目16番36号
債務者　秋吉　信治
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第７３号
北海道滝川市扇町２丁目16番36号
債務者　秋吉ひろみ
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
岩手県花巻市石鳥谷町大瀬川第17地割50番地
債務者　熊谷　博子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第９９号
岩手県花巻市円万寺字堰田22番地１
債務者　多田　岳大
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１００号
岩手県花巻市大迫町外川目第34地割16番地１市営旭町団地第５号、前住所盛岡市南仙北１丁目12番10号
債務者　中村　秀之
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第７２号
山形県酒田市北新橋２丁目９番地の１、前住所山形県飽海郡遊佐町菅里字十里塚193番地の341
債務者　久田　清行
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第６２号
福島県南会津郡下郷町大字塩生字下タ原1830番地、住民票上の住所福島県南会津郡下郷町大字塩生字下タ原1224番地
債務者　渡部　美枝
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
福島県河沼郡湯川村大字佐野目字三島467番地34
債務者　菊地　京子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
福島県会津若松市和田２丁目５番19号
債務者　津久井要造
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第３０４号
群馬県高崎市鼻高町1531番地６
債務者　高林　容子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部